

## 令和8年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
神奈川	1	コットンハーバー地区における暫定通路用地の取得・土地使用料の負担	1 当該通路の用地取得 2 用地を取得するまでの間の土地使用料を負担	都市整備局	△
				経済局	—
神奈川	2	新子安駅周辺の美化・環境改善	1 喫煙禁止地区指定(美化重点地区指定含む) 2 密閉型喫煙所の設置 3 委託清掃、喫煙スポットパトロールの強化 4 周辺住民及び企業への周知・啓発強化	資源循環局	△
神奈川	3	医療的ケアが必要になった保育所等の在園児にかかる利用料の減免制度の創設	在園児童に医療的ケアが必要だと判明してから園の利用を再開するまでの保育所利用料の減免制度の創設	こども青少年局	○

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局、経済局
------	-----------

神奈川区	区政推進課	
	TEL	411-7028

共通区 -

継続年数

新規

## 提案種別

## 予算関連

番号	項目
1	コットンハーバー地区における暫定通路用地の取得・土地使用料の負担

## ◇地域の課題、基礎データ等

- 東高島駅北地区土地区画整理事業の工事により周辺道路の通行に支障が生じるおそれがあることを契機として、コットンハーバー地区から横浜駅方面に向けた新たな歩行者動線の確保について、地域から強い要望が提出され、東高島駅北地区土地区画整理事業区域内に整備される道路（都市計画道路栄千若線）（以下「区画整理都計道」という。）又は臨港幹線道路に歩道が供用されるまで、国有地及び市有地（経済局）の土地使用料は地域（コットンハーバー地区）が全額負担するという条件の元、令和元年に暫定通路を整備しました。
- 令和7年度、区画整理都計道の供用開始が令和7年度末から令和9年度末までに延長されました。
- 土地使用料等の負担は限界がきており、令和6年度に現行暫定通路の公道化に関する地域からの市長要望が提出されています。また、コットンハーバー地区だけでなく、ポートサイド地区、神奈川地区などの周辺の自治会町内会からも賛同書が提出されています。
- 現行暫定通路は、神奈川大学関研究室の調査によると、休日では延べ約1,900人、平日では延べ約1,300人の利用者があり、休日では約2割、平日では約1割の方々がコットンハーバー地区外の利用者であることが分かりました。
- みなとみらい地区（今後52、60・61、62街区開発予定）からつながる水際線の通路として、またコットンハーバー地区に隣接する東高島地区には今後2,200戸のマンション建設が予定されており、コットンハーバー地区外の利用がさらに増える見込みです。
- こうした状況を踏まえ、公道化も見据え、コットンハーバー地区に限らず周辺の地域の通路として、継続させていくことが必要です。

## 【基礎・参考データ】

○コットンハーバー地区 世帯数 橋本町:1,091世帯 星野町:444世帯（令和6年9月30日）  
人口 橋本町:2,415名 星野町:1,087名（令和6年9月30日）

○暫定通路利用者 休日：延べ約1,900人 平日：延べ約1,300人 休日は利用者の2割、平日は利用者の1割がコットンハーバー在住者以外の人が利用しています。※神奈川大学関研究室の調査によります。

○京浜臨海部再編整備マスタートップランでは、山内ふ頭周辺地区におけるエリアプランにおいて、コットンハーバー地区の臨海部を更に埋め立て、水際線プロムナード整備や臨港幹線道路本格整備（歩行者空間含む）を行う計画が示されています。

○横浜市都市計画マスタートップラン神奈川区プランにおいて、東神奈川臨海部周辺地区について、将来的な回遊性を高めるネットワークの強化・拡充のため、海沿いの歩行者軸や地区内を回遊する歩行者軸の強化・拡充を図ることとしています。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等  2 市民からの提案等  3 地区担当制  4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート  6 区民要望  7 関係団体からの要望  
 8 デジタルプラットフォーム  9 その他 ( )

## ◇区民からの具体的な要望

コットンハーバー地区から横浜方面へ向かう暫定通路を公道化してほしいです。令和8年度以降の土地使用料を地域で負担できないです。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 平成28年度から令和元年度にかけて市の負担において測量・設計・工事を行い、区画整理都計道又は臨港幹線道路に歩道が共用されるまで」の歩行者等暫定通路として、令和元年度に暫定通路を供用開始しました。
- 開通に際し、コットン地区の地域団体と供用・管理等に関する協定を締結し、地域団体の負担において管理していました。
- 市長要望を受け、土地所有者である国土交通省京浜港湾事務所との公道化に関する調整を行ってきましたが、国有財産法第18条第7項に基づき、公道として無償使用させることはできない旨の回答がありました。

◇提案内容・概算額等

山内ふ頭周辺地区については、京浜臨海部再編整備マスターplan、都市計画マスターplan神奈川区planに臨港幹線道路の歩道空間の整備が位置付けられていますが、現状事業化が見込めず着手時期が未定の状態です。そのため、当該地区的開発計画が事業化し整備がされるまでの間、現行暫定通路の公道化も見据え、コットンハーバー地区、周辺エリア全体の通路として位置づけ、期限を切らず継続するため、当該通路の用地を取得してください。また、用地を取得するまでの間、土地使用料を負担することを提案します。

なお、経済局所有の土地については、用地取得までの間、使用料を減免してください。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課、経済局中央卸売市場本場運営調整課
------	---

◆局回答内容

都市整備局		みなとみらい・東神奈川臨海部 推進課	
	TEL	671-2038	

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>用地の取得について、山内ふ頭地区の動向などを踏まえて、神奈川区と連携して関係各局と検討を進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

経済局		中央卸売市場本場運営調整課	
	TEL	459-3323	

対応の有無	対応しない
対応する場合	<p>◇対応の内容</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>横浜市公有財産規則第12条の規定により、異なる会計間の使用承認は原則有償となります。市場敷地内に敷設されたコットンみらいロードは、毎年、神奈川区からの申請に応じ、有償にて使用承認しているものです。中央卸売市場費会計は、場内事業者の使用料収入で運営しているため、同会計所管用地を無償で使用承認することは、実質的に場内事業者が当該料金を負担することと同じであり、市民の皆様への安全安心な食料供給を担う同会計の性質上、不適切と考えます。以上により、同会計所管用地を無償で使用承認することは、対応いたしかねます。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>中央卸売市場費会計所管用地を無償で使用承認する場合、市民の皆様への安全安心な食料供給を担う同会計で当該費用を負担することとなり、市民及び場内事業者の理解が得られません。</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	資源循環局
------	-------

神奈川区	地域振興課
TEL	411-7091
共通区	-

継続年数	3年
------	----

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
2	新子安駅周辺の美化・環境改善
◇地域の課題、基礎データ等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>新子安駅、京急新子安駅は、北側はバスロータリーを抱える大型商業施設を有し、南側は国道15号、首都高速道路及び大規模な工業地帯を抱えていることもあります。</li> <li>新子安駅と京急新子安駅の間の道路用地閉鎖フェンス前を中心に喫煙者が滞留するスポットが点在していますが、喫煙スポットからのたばこの煙による受動喫煙も問題となっています。</li> <li>地域清掃及び歩きたばこ防止パトロール等の手段を講じているが、環境改善にはほど遠い状態です。</li> <li>R6.7月に新子安駅脇の道路用地（喫煙者の最大滞留スポット）を閉鎖したため、道路用地前での喫煙者は減少したが、多くの喫煙者が他の喫煙スポットへ散在し周辺の環境が悪化しています。</li> </ul>	
【基礎データ】	
<p>JR新子安駅 1日当たりの乗降者数 20,481人（令和5年時点）※出典：横浜市統計書      京急新子安駅 1日当たりの乗降者数 7,232人（令和6年時点）※出典：横浜市統計書      歩きたばこ防止パトロール 巡回数：36回 声掛け件数：101件（令和6年度）</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他（ ）	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙禁止地区（美化重点地区）の指定</li> <li>ポイ捨てを行った者への指導・取締りの実施</li> <li>新子安駅と京急新子安駅の間の道路用地周辺等の環境改善及び警告表示の設置</li> <li>喫煙スポット付近の受動喫煙対策</li> <li>密閉型喫煙所の設置</li> </ul>	
<small>※参考：神奈川区区民協議会第21期区民のつどい 発表資料 令和4年12月      JR新子安駅空き地のポイ捨て防止対策について（お願い） 令和5年6月</small>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業及び地区連合町内会との地域清掃（月1回）</li> <li>H29 路面にポイ捨て禁止ステッカーの貼付</li> <li>R4 ポイ捨て禁止横断幕の設置</li> <li>R4 喫煙ポイント付近の花壇外壁改修（座り込み防止）※神奈川土木事務所施工</li> <li>R5 委託清掃回数の増（R4：24回→R5：30回）</li> <li>R6 委託清掃回数の増（R5：30回→R6：48回）          新子安駅と京急新子安の間の道路区域（市道）の閉鎖 ※神奈川土木事務所施工          路面にポイ捨て禁止、受動喫煙防止ステッカーの貼付</li> </ul>	
◇提案内容・概算額等	
1 新子安駅周辺の喫煙禁止地区指定（美化重点地区指定含む） 2 密閉型喫煙所の設置 3 委託清掃、喫煙スポットパトロールの強化 4 周辺住民及び企業への周知・啓発強化	
(概算予算) ■■■千円 神奈川区：周辺住民及び企業への周知・啓発強化（■■■千円） 資源循環局：喫煙禁止地区指定（美化推進重点地区含む）、密閉型喫煙所設置と維持管理（■■■千円） 委託清掃（■■■千円） 喫煙スポットパトロール（■■■千円）の強化	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	資源循環局街の美化推進課

## ◆局回答内容

資源循環局	街の美化推進課	
	TEL	671-3817

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 6年度から健康福祉局と連携し、受動喫煙に配慮を求める喫煙スポットバトルールを実施しています。引き続き状況の推移等を見ながら検討していきます。</li><li>・ 美化推進重点地区の指定を視野に、地域や事業者と連携した美化活動を積極的に支援し、誰もが快適に過ごせる環境づくりを後押しします。</li></ul>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		神奈川区		こども家庭支援課	
				TEL	411-7157
所管局名	こども青少年局		共通区	16区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区）	
			継続年数		新規
提案種別					
制度関連					
番号	項目				
3	医療的ケアが必要になった保育所等の在園児にかかる利用料の減免制度の創設				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>・保育所に入所後、医療的ケアが必要になった児童については、園において当該児童を受け入れる体制を整える必要があります。こういった事情が生じた場合には、状態が安定していることを確認する観察期間（3か月）を求めているほか、医療的ケア児検討会議への付議、園における園児個別のマニュアルの整備など園の受入環境が整備されるまで登園することはできないこととしています。</p> <p>・一方、保育所の利用料については、市民税額に基づき毎月の利用料が算定され、在園児童については納付が必要で（0～2歳児の場合）、医療的ケア児への体制整備により通園できないなど個別の事情は考慮されません。</p> <p>・結果として、在園児童が医療的ケアが必要となった場合、家庭に特段の帰責性がないにもかかわらず、通所できない間の保育所利用料も支払いを行わなければならない事態となっています。</p> <p>・令和6年度在園児童が医療的ケアが必要となった事例は全市で13件あり、そのうち1件が神奈川区で発生しています。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ( )					
◇区民からの具体的な要望					
<p>保育所入所後医療的ケアが必要になり、園の受入体制が整うのを待っていたが、最終的にはその園では体制が整わず受け入れてもらえなかった。待っていて園に通うことができなかっただけではなく、その間の利用料も納付しないといけないのは改善してほしい。</p>					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<p>神奈川区では医療的ケアが判明した場合、保育所・保護者・医療的ケア児コーディネーターと連携し、マニュアルの整備など園の受入体制を速やかに必要な調整を行っています。</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>在園児に医療的ケアが必要であることが判明してから園の利用を再開するまでの間の保育所利用料を減免する制度の創設</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	こども青少年局保育・教育認定課、保育・教育支援課				

◆局回答内容

こども青少年局	保育・教育認定課 保育・教育支援課
TEL	671-0255（認定課） 671-2397（支援課）

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>看護師を新たに雇用するなど、引き続き受け入れられる見込みがある場合には、横浜市の医療的ケア児の制度としての事情も考慮し、減免制度の適用可否について、制度面・実務面の課題を関係課・区と調整しながら、医療的ケア児を子育てされている世帯への支援や受入れの促進につながるよう、検討していきます。</p> <p>ただし、受入れができないことが明白な場合には、改めて別の園へ利用申請していただく選択肢も含め、受入れ可能な園の確保に向け丁寧な調整をお願いします。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>